

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年9月21日（水）

午前10時00分開会，午後11時20分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ① 議案第51号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ② 議案第52号 土浦市こども未来基金条例の制定について
- ③ 議案第54号 令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）

（2）その他協議事項

- ① 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第8回）（案）について
（予防費関係新型コロナウイルス対策事業）
- ② 霞ヶ浦医療センター土地活用事業の公募について

（3）付託された請願・陳情の審査

- ① 受理番号7 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

出席委員（8名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委員	田子	優奈
委員	目黒	英一
委員	矢口	勝雄
委員	塚原	圭二
委員	鈴木	一彦
委員	福田	一夫

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（13名）

教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	菊地 正和
教育総務課長	藤井 徹
生涯学習課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
指導課長	長谷川 清美
保健福祉部長	塚本 哲生
高齢福祉課長	塚本 浩幸
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども政策課長	菊田 宏巳
保育課長	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、9月21日開催を準備してください。早速、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第51号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**野中保育課長** 9月21日開催の資料1の方を御覧いただければと思います。議案第51号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。1番の改正の理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の改正に伴い、電磁的記録による方法を認める規定が追加されたことから、条例の一部を改正するものでございます。2番の主な改正の内容ですが、保育所等の運営における諸記録の作成保存、あと保護者関係書類について書面に代えて、電磁的記録による方法を認めるものでございます。3番の新旧対照表

は記載のとおりでございます。申し訳ありませんが、6ページの方をお願いいたします。4番の施行日は、公布の日になります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、採決いたします。議案第51号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第52号土浦市子ども未来基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**菊田子ども政策課長** サイドブックの資料2をお願いします。議案書は26, 27ページですけれども、委員会資料によって説明をさせていただきます。1番の条例制定の趣旨ですが、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ育つことを願い、子供たちが未来に夢を持てるまちづくりを推進するため当基金を設置するものです。2番の基金の要点ですが、福祉や教育の区分にとらわれずに、本市の子供に関連する事務事業の財源としての基金でございます。子ども未来部が所管します。積み立てにあたっては、予算で定めます。寄附金を念頭においてますが、子ども・子育て、教育に関する目的のために寄付される寄附金。すなわち、子供に関する寄附があった場合に、この基金に積み立てておき、必要な事業に、必要なタイミングで財源化して使用することができます。3番の制定内容については、設置、積立、管理、処分など、全7条からなるもので、条文及び内容説明は、表中の記載のとおりです。4番の施行日は、公布の日からです。説明は以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**福田委員** 基金積立金という形で積み立てる部分と寄附金を積み立てる部分があると思うのですが、基金積立金としてどれくらいの会計規模といたしますか、どれくらいのものを考えてらっしゃるのでしょうか。

○**菊田子ども政策課長** 予算の積み立て、もちろんその方法も考えてございますけれども、現在未定でございます。

○**福田委員** マックスでどれくらいの規模を考えてらっしゃいますか。全体、総額といえますか、何年か積み立ててですね。

○**菊田子ども政策課長** 積み立ての規模としても、マックスまでは今のところは未定でございます。

○**鈴木委員** この条例の制定に至った背景なんですが、寄附を申し出ている人がいてその受け皿が無くて条例制定をしようと思ったのか、それとも別な理由で条例制定をしようと思ったのか。その辺の経緯を教えてくださいなのですが。

○**菊田子ども政策課長** これまでも、子供のために、教育のためにといった寄附がござ

いました。直近でもございましたけれども、やはり子供のための基金が無くて社会福祉基金に積立てたり、また、補正予算で歳出予算を組んで使用したりしておりましたけれども、全国的にも子ども子育てのための基金を設置している自治体も、増えている流れもございまして、また、こども未来部ができたということもございまして、今回基金を設置するという考えに至ったものでございます。

○**下村委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決いたします。議案第52号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第52号土浦市こども未来基金条例の制定については、原案どおり決しました。次に、議案第54号令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回を議題といたします。タブレットは、本会議、令和3年、第3回定例会、事前配布資料、議案第46号～第57号を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**塚本高齢福祉課長** それでは、資料の44ページになります。令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回でございまして。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に5,587万9,000円を追加し、総額を121億8,308万1,000円とするものでございます。令和2年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。49ページをお開き願います。歳入でございまして。第3款、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金、そして次の第4款、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金、さらにその下の第5款、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金につきましては、それぞれ令和2年度の実績が見込みを上回ったことから、不足分につきまして追加交付されるものでございます。一番下の第8款、第1項繰越金、第1目繰越金につきましては、令和2年度介護保険特別会計の決算剰余金等で、返還金等の財源とするものでございます。50ページをお願いいたします。つづきまして、歳出でございまして。第4款、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金については、令和2年度の国、県の介護給付費負担金の追加交付分及び支払基金交付金の介護給付費の追加交付分。さらに、保険料の決算剰余金等について介護給付費準備金へ積み立てるものでございます。なお、現在の基金残高は6億4,328万7,370円となっておりまして、今回の積立金1,858万9,444円を加えますと、6億6,187万6,814円となるところでございます。第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金につきましては、国、県支出金及び支払基金交付金について令和2年度の実績が見込みを下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。第5款、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金につきましては、令和2年度に受け入れた市負担分の超過受入分について一般会計へ返還するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** それでは、採決いたします。議案第54号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**下村委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第54号令和3年度土浦市介護保険特別会計補正予算第2回は、原案どおり決しました。協議事項(2)その他協議事項に入ります。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、9月21日開催を準備してください。1番の令和3年度土浦市一般会計補正予算第8回案、予防費関係新型コロナウイルス対策事業について執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** これから御説明をさせていただく第8回の補正予算につきましては、9月30日本定例会最終日に提出をさせていただくものとなります。事前に御説明を申し上げるものでございます。よろしく願いいたします。まず、補正の理由でございます。現在の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等を踏まえ、経済活動の影響が全国的に及んでいることを踏まえ、その影響を受けている事業者に対して、都道府県や市町村が地域の実情に応じてきめ細かく支援の取組を実施できるよう、国は臨時交付金の特別枠としまして事業者支援分を創設し、追加交付が予定されているところでございます。この臨時交付金の対象事業につきましては、地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業との位置付けがございまして、市内の救急搬送受入機関において一般の救急搬送に加え、新型コロナウイルス感染症や熱中症の救急搬送が増加していることを鑑み、4医療機関に対して補助金を交付し、救急医療体制の維持、強化を図るため、増額の補正をお願いするものです。事業の概要でございます。現状の診療報酬では、患者の重症度に応じた質の高い救急医療を適切に評価する観点から、救急医療管理加算という制度が設けられてございます。本市における救急医療体制の維持及び新たな需要に応えられるよう体制確保を図るため、その加算点数を基に、市内の救急医療機関の受入人数に応じまして、医療機関に要請を行うものでございます。受入人数につきましては、本年4月1日から8月29日までに受け入れられた傷病者の人数とさせていただいたところでございます。1番の土浦協同病院から4番の県南病院まで、それぞれの受け入れ人数に対し、救急医療管理加算950点の1点あたり10円の診療報酬を基に算出したもの、合計で1,726万1,500円となるものでございます。3番補正予算額でございます。歳入歳出とも今回の補正で1,726万2,000円を増額するものでございます。補助率は10分の10となります。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** 今、御説明をいただいた受入人数は、病気、怪我等全部ひっくるめての人数という理解でよろしいのでしょうか。

○**水田健康増進課長** 本年4月1日から8月29日までに病気、怪我等全て受け入れた人数を積み上げたものでございます。

○**福田委員** 土浦協同病院などは他市町からも受け入れていると思うんですが、ほかの自治体はこういう事はしない、土浦単独の補助金ですか。

○水田健康増進課長 福田委員のおっしゃるとおり、これは本市の単独事業となります。

○下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、次に霞ヶ浦医療センター土地活用事業の公募について執行部より説明願います。

○水田健康増進課長 資料4-1をお開きいただければと存じます。この度、霞ヶ浦医療センターにおきまして、医療センターの敷地を活用した事業の公募がございましたことから、御説明を申し上げるものでございます。1ページ真ん中のあたりの1の事業概要を御覧ください。事業名につきましては、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター土地活用事業でございます。その運営内容でございますが、医療センターが指定します病院敷地の一部を有償で借り受け、サービス付き高齢者住宅として運営の全般を実施するものでございます。事業の期間につきましては、来年の4月1日から50年を予定しているものでございます。敷地につきましては、下高津二丁目7番14号。当医療センターの中になります。先に、申し訳ございません。資料4-2をお開きいただければと存じます。医療センターの敷地の建物配置図となっております。右側が東門、通常医療センターに入っていただく方が入る門となります。赤く囲われた部分が貸付予定地となっております。約1万3,300平米となります。赤く示された部分の下側、方位でいいますと南側に保健センターや保健所が位置する。保健センターから申しますと、我々の敷地の北側に接する部分が今回貸付予定地となっているものでございます。資料をお戻りいただきまして、資料4-1をお願いいたします。3ページ目になります。本事業の事業決定につきましては、11月上旬に申請の締め切りとさせていただいておりまして、11月19日に開封作業を行いそこで決定をする予定となっております。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○矢口委員 これは水田課長にお伺いすべきことかどうか分からないのですが、この土地を貸すことによって、今、霞ヶ浦医療センターの1番の課題である施設の老朽化で建替えを希望というか、地域の願いではあるのですが、この土地を貸すことによって建物の新規で建てる土地が無くなってしまおうとか、そういう今後の施設の更新にあたって影響することがないのかどうか、そこだけもしお分かりでしたら。

○水田健康増進課長 先日、医療センターの事務長さんの方にも確認をさせていただいたところでございますが、これから医療センターの方が建物の更新にあたって影響のない部分で、今回貸し付けを行うというお話を聞いておりますので、建替えに際しての影響はないということで事業計画の方を進められていると考えてございます。

○田子委員 資料の4-2の方で気になったことがあるんですけども、赤い線で囲まれた部分って駐車場がかかってますよね。3分の1くらい貸し付けをするというような状況かと思うんですけども、ただでさえ駐車場が足りずに結構朝の時間帯は車がうろうろしているんですけども、こういったところは考慮しますとかそういったことはおっしゃってましたでしょうか。

○水田健康増進課長 その点についてもお話はお伺いしております。その赤い線で囲われた駐車場の一部、一番南側につきましては、我々健康増進課の職員20名程、それから年金機構の職員もこちらの駐車場の所を借り受けているところでございます。そちらの方は、今年度中でお返しするという形までのお話はお伺いしておりますので、日中も大分今はいっぱいになっていると状況は我々も確認しておりますけれども、それをできるだけ回避できるように、医療センターの方では考えているようでございます。

○福田委員 事業内容がサービス付き高齢者住宅というふうに限定されているのですが、介護事業色々あろうかと思えますけれども、ここに限定した理由というのはありますでしょうか。

○水田健康増進課長 この医療センターの土地活用につきましては、一昨年度から御相談は我々の方で受けてございます。我々の老人福祉計画と介護保険事業計画の中で、活用ができる施設というものをお互いに情報交換している中で、土浦市内特別養護老人ホームですとか施設系の介護施設につきましては、もう充足されているという状況は御説明をさせてきていただいた中で、有効活用できる種別としましてはサービス付き高齢者住宅が一番よろしいのではないかという提案も、こちらからさせていただいたところでございます。それを受けて医療センター、国立病院機構の方でも御検討していただいたものなのかなと感じてございます。

○下村委員長 ありがとうございます。ほかに質問もないようですので、ここまでで委員会を中断しまして、分科会を行います。

【休憩】

(午前10時37分再開)

○下村委員長 文教厚生委員会を再開いたします。執行部からその他ありますか。

○藤井教育総務課長 毎年度作成しております、土浦の教育の2021年度版を作成いたしましたので、御報告させていただきます。これまでは冊子を配布させていただきましたが、今年度からサイドブックに登録させていただきます。サイドブック内、その他資料、その他、令和3年にございますので、後ほど、御覧いただきますよう、お願いいたします。説明は以上でございます。

○佐賀生涯学習課長 成人式について報告をさせていただきます。再延期いたしました成人式の日程でございますが、新成人で構成する成人式運営委員会と協議した結果、令和4年2月27日の日曜日にクラフトシビックホール土浦において開催するものでございます。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を周知徹底させていただきます。委員の皆様のご参加の御案内につきましてはあらためてお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○長谷川指導課長 市内中学校及び義務教育学校9年生の修学旅行の中止並びに代替案について報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影響により、市内公立中学校7校と義務教育学校1校の9年生が、4月から5月に予定しておりました修学旅行を10月に延期したところでございます。しかしながら、国の緊急事態宣言並びに県の非常事態宣言が出されている中で、県からも修学旅行と学校行事は延期または中止と

いう要請も出されていることから、秋に延期しました修学旅行につきましては、大変残念ではございますが、中止となりました。代替案として、現在、各学校で日帰りのバス遠足を計画しているところでございます。なお、前回延期になりました修学旅行の取消料として、企画料の支払いが発生しますことから、保護者の経済的負担の軽減を図るために議会の承認を得て、取消料を市に負担していただきました。今回も保護者の負担軽減を図るために、お願いしたいと考えております。

○塚本高齢福祉課長 私からはオレンジライトアップの実施について御報告させていただきます。資料6にございますオレンジライトアップの実施についての資料をご覧いただきたいと存じます。オレンジライトアップの趣旨でございますが、1の趣旨に記載のとおり、認知症への関心や正しい知識の普及啓発のため9月の茨城県認知症を知る月間に合わせまして、土浦駅周辺の施設等を認知症のテーマカラーでございますオレンジ色にライトアップするものでございます。今年度新たな取組でございます。概要でございますが、本日から今月末30日までの10日間、17時から20時までの間、資料下の方にございます取組場所の地図がございますが、こちらにございますとおり①市役所の北側のウララ大屋根広場、②の駅から市役所へのペDESTリアンデッキの中程にございますスカイリング、③といたしまして土浦駅西口のシースルーエレベーターの3か所をオレンジ色にライトアップするものでございます。周知方法でございますが、市のホームページ、フェイスブック、ツイッターなど各種SNSを活用すると共に、記者クラブへ投げ込みをして周知をしたいと考えてございます。合わせて普及啓発に資するポスターをウララ大屋根広場とペDESTリアンデッキに掲示するものでございます。なお、この内容につきましては、この後全議員さんへ周知する予定でございますので、よろしくお願いいたします。報告は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。今、4点ほど報告がございましたので、委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員 成人式についてなんですけれども、これまでに2回延期ということになっています。2月27日の成人式、これがやはり現在のような緊急事態宣言及びコロナの影響という場合には、さらに延期ですか。それとも、中止にされるのかお聞かせください。

○佐賀生涯学習課長 再延期のさらに延期ということかと思いますが、現時点では、まだそちらの判断までには至っていないところでございまして、2月27日の開催というようなことで実施をしたいというようなところまででございまして、また近くなりましたならば、その判断につきましては再度検討していくというようなところでございます。以上でございます。

○塚原委員 その判断をする、どれくらい前に判断をするのかというところで、非常に、土浦以外のところは中止であったり牛久市だったら6月の時にやっとなら、強行したというのがあるんですけれども、やはり周りのいろんな状況を考えると、ある程度事前に、1か月前とかそのくらいに判断していただかないと、成人される方以外に業者さんだったりそういう所が非常に被害を被っているというお話を聞いておりまして、結果的には

着付けだったりなんだりするの、お金を業者さんが逆に負担をしているというところがあってですね、3回も4回も延期はやめてくれというような、そういうお話が結構出ています。ですから、なるべく早い時期に判断をしていただけるような方向で検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○佐賀生涯学習課長 ありがとうございます。確かに、新成人の負担、それから着物等の業界等への影響というものは非常に大きなものと考えてございます。2月の前に、1月に令和4年の成人式の方も控えております。なるべく早い時期の判断というようなことで、今後につきましては発表の時期を検討していきたいと考えております。

○目黒委員 引き続きまして、私からも成人式の件なんですけれども、再延期ということで実行委員会の方に掛かる負担というの、かなり大きいのかなというの、本当に判断が困っちゃう状況なのかなと思ったりもして、延期の判断だったりとか、代替案とかもうちょっと市の方で示してもいいのかなということがまず1点目。あともう1点目が、名称もそのまま成人式ということで引き継いでやっていくのかなということもあります。本当にこんだけ間が空いちゃうと、多分当事者の方もあんまり成人式という実感が湧かないのかなと思ったりもしますので、名称についてもこのまま引き継いでいくのかお伺いしたいと思います。

○佐賀生涯学習課長 ありがとうございます。運営委員会の中でも皆様から様々な御意見はいただきました。もちろん中止の案であったり、時期についてであったり、名称であったり、会場についてであったりというようなことで、個々の活発な意見が交わされたところでございます。結果としましては、新型コロナウイルス感染症の対策というようなこと、また、まずは開催を望む方がいらっしゃる以上は、運営委員会としては実施すべきだろうというような結論に至ったところでございます。新型コロナウイルス感染対策を行う上で、時間としては非常に短い時間で開催することが望まれていることから、式典の形がベストであるというような判断に至りまして、それ以外の方法ですと時間が掛かってしまう可能性があることから、今回は成人式という式典形式で開催をさせていただくというようなことで結論に至ったものでございます。以上でございます。

○目黒委員 先ほどの塚原委員からもありましたように、多方面への影響というのも良く踏まえて、もう1度運営委員会の方で話し合っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○下村委員長 ほかにこの4点について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 執行部からその他ありますか。

(「ありません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから何かありますか。

○塚原委員 現在コロナで今日から分散登校だったり、今月いっぱい始まるかと思うんですけれども、10月1日くらいからは緊急事態宣言が明ければ、ある程度通常登校ということになってくるのかなと思うんですけれども、実際10月1日から家族で誰かがコロナに掛かって、児童生徒の方でコロナに掛かった場合には、やっぱり2週間くらい

休みと、濃厚接触者であったりとかですね、そういう場合の休みとか発生すると思うんですけれども、その時に今3年生以上はタブレット持っていていると思うんですけれども、対象のクラス内で対象の子に対しての、今後の授業の進め方というのはどういうふうにお考えになっているのか。1つはタブレット、全校だとスピードがあったり各家庭で色々、Wi-Fiを持っていなかったりして中々環境が難しいと思うんですけれども、1人、2人のところでその子が休みの場合に、授業をその子に見ていただくような、タブレットでですね、オンラインの授業というのを考えていただくことを可能なのかなと。実はそういうお話がちょっとありまして、よろしくお願ひします。

○長谷川指導課長 塚原委員ありがとうございます。御指摘のとおり10月1日から通常登校が開始の予定でございますが、学校が再開されてから家族が感染し、子供たちが濃厚接触者に指定されるということは、充分考えられているところではございます。その際に、子供たちの学びを保障するという観点で、塚原議員の御指摘のとおり学校で行っている授業を、その休んでいる子たちに対してのライブ配信というのは、非常に大切なことであると考えておりますので、現在分散登校をしながらオンラインの授業を行っているのですが、そういうことも想定しまして、現在学校の方で試験的に実施を進めているところでございますので、濃厚接触者と指定されて2週間休んでいる又は学級閉鎖や学年閉鎖等で長期に休みがなっても、学びの保障をするということでオンライン授業の同時双方向の授業の方を進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○塚原委員 ありがとうございます。中々、ウェブカメラがないとかマイクが無くて聞こえないとかそういう御意見もあるみたいですが、できればその辺を先生方負担になる可能性もあるんですけれども、御検討いただいて、今、長谷川課長が言われたように学びの環境を、休んだ児童生徒にもやっていただけるような方策を考えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○田子委員 今、塚原委員がおっしゃられたように、双方向で子供たちにとっても良いという感想を聞いています。私が聞いた方、保護者さんがおっしゃるには、朝の出欠確認でみんなの顔が見られて嬉しいという児童の声が届いておりますので、是非双方向、先生方は負担かと思うんですけれども、頑張っていたきたいなというふうに思っております。それで、2点お伺いしたいことがあります。三中の体操服が男女色別だったのを、同じデザインにすることが決まって、デザインが決まったということをお伺いしました。それで、保護者さんの方から価格が代わるのかどうか教えてもらいたいというお問い合わせがあるんですけれども、分かれば教えていただきませんか。

○長谷川指導課長 三中の体操服の件につきましては、申し訳ないのんですけれども、今初めて把握した次第でございまして、これから確認してまいりたいと思います。大変申し訳ございません。

○田子委員 よろしくお願ひします。もう1つなんですけれども、児童クラブにお子さんを預けられていらっしゃる保護者さんからの相談なんですけれども、お昼御飯にお弁当を作って持たせるのが、とても負担に感じる人が多いという御意見で、可能であれ

ばクラブの中で、利用したい方で協力して、おやつを購入するようにお弁当も購入できないかという要望があるんですけども、これに関しては可能なのでしょうか。

○野中保育課長 今、田子委員からありました児童クラブ時のお弁当の方をおやつで購入と一緒に購入できないかという御質問ですね。学校が始まれば、給食の方が10月1日から通常で出ると思います。ただ、今後緊急事態宣言がまた出た時に、またお弁当のことは問題になるかと思しますので、ちょっとこの問題なんですけれども、今後検討させていただければと思います。

○田子委員 緊急事態宣言も勿論なんですけれども、夏休みなんかの長期休暇中もお仕事されている親御さんが、支度して持たせるのは大変だというお声がありますので、できれば全市的にそういったシステムをできたらいいのかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○目黒委員 夏休み明けて、またこの緊急事態宣言の延長で、在宅の児童生徒が増えていくということで、様々な事情でストレスを抱えて自宅で過ごしているお子さんも多いと思いますので、そこで、読売新聞9月15日の新聞にチャイルドラインというスマホとかで、また電話で相談できるようなところがありまして、そういうの学校の方で紹介はされているのか。また、前も質問で取り上げさせていただいたヤングケアラーにつきましても、国の方でプロジェクトチームを立ち上げて、色々支援策を考えていただいていると思うんですけども、その中でスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充というのも計画で盛り込まれているそうなんですけれども、そこら辺は市の方で今どのような状況か、2点お伺いいたします。

○長谷川指導課長 目黒議員最初の御質問の、子供たちのチャイルドラインの件ですけども、子供たちの方には周知してございます。チャイルドラインですとか、それから子供ホットラインですとか24時間子供SOSダイヤルなど、4月に子供たちに周知はしていますけれども、その休みの前ですとか、その都度その都度、または休み明け、コロナのことで不安になっているお子さんも大変多いと思いますので、繰り返し繰り返し周知をしております。学校再開にあたりましても再度周知を徹底してまいりたいと思います。ありがとうございます。以上でございます。

○目黒委員 2点目がヤングケアラーとされる生徒児童さんに対しての、そういった支援ということでスクールソーシャルワーカーの配置時間というのに対して、国のプロジェクトチームが、文科省ですね、文科省のプロジェクトチームがそういうふうに取り上げているんですけども、市のほうではどのような現状かをお伺いいたします。

○長谷川指導課長 ヤングケアラーなどの支援は、大変必要だと認識しております。スクールソーシャルワーカーの配置なんですけれども、現在県の方が必要があった際に、市の方から県の方にスクールソーシャルワーカーの配置を要望しているというところがございます。今後も、そういう心配なお子さんたちがいると思いますので、市独自のスクールソーシャルワーカーの配置については、調査研究を進めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、ここで座席の入れ替えを行います。退席される執行部の方はお疲れ様でした。委員の皆さんは、暫時休憩といたします。11時10分に再開いたします。

【休憩】

(午前11時10分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。協議事項(2) 請願陳情の審査に入ります。新規の陳情、受理番号7 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願となります。タブレットはサイドブックス、文教厚生委員会、令和3年、9月21日開催を準備してください。教育委員会の教育長を始め教育部長ほか3名ですか、同席していただいておりますので、皆さんから御意見を伺いたい時にはよろしくお願ひします。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○**鈴木事務局主幹** それでは朗読させていただきます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願趣旨。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校、高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。以上です。

○**下村委員長** 委員の皆さんの御意見等をお伺ひいたします。

○**鈴木委員** 請願趣旨そのものに対しては、異議はないのですが、文言の中でちょっと分からないところがあって、現場の方でお答えしていただければ。2か所あるんですけども、1か所は簡単で35人学級といたら36人目から18人、18人になるんですけどかという確認と、あと加配の増員や少数職種の配置増は、例えば養護教諭とか理科系の教員とかどの辺りを指してのことなのか。提出者とは違うので答えづらいでしょうが、どういうふうに理解しているのかなと思ひまして。

○**菊地参事** お答えいたします。先ほどの1点目ですけども、35人学級は36人に

なれば、今度は18, 18になります。1人でも超えれば、1学級増やしてそれを割った人数になるという計算でございます。それから、もう1つ加配の教員や少数職種の配置というところですけども、現状学校で要望しているのは、養護教諭とかそういう特殊な職業ではなくて、学級の担任の、人数が多い学級のサポートをする少人数の担当者。所謂チームティーチングと言いますけれども、担任の授業をサポートして、ちょっと理解の遅れている生徒を随時教えて回るとか、そういう形の加配の教員をイメージしていると思われまふ。以上です。

○下村委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 それでは、受理番号7の請願の採決をいたします。継続審査とした方がよいか確認したいと思います。皆さん継続審査の申し出はありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 それでは採決いたします。本請願を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(賛成7名)

○下村委員長 全会一致でございます。よって、採択とすることに決しました。これで付託されました請願・陳情書の審査は以上になります。後ほど委員の皆さんは意見書に署名をしていただきますのでよろしくお願ひします。執行部の方は退席して結構です。お疲れ様でした。次に移る前に、9月7日の全員協議会でも説明がありましたが、取手市議会から提案のオンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について、議会運営委員会においても議論され、オンライン会議を実際に行ってみないと協議できないとの判断があり、議会運営委員会にてもオンライン会議を実施しました。その中で、議会運営委員会の委員以外の方にもオンライン会議を体験してもらおうというお話があり、各委員会においてもオンライン会議体験をして欲しいというお話がありましたので、文教厚生委員会においても行いたいと思ひます。正式な委員会はオンラインでは規則の上で行えないため、ここで委員会を終了といたします。